

設計条件	規模・配置、素材		
事業工種	ほ場整備	工種	区画整理（畦畔法面保護）
所在地	石川県七尾市	事業名	県営ほ場整備事業 町屋・鳥越地区
基本原則	修景・美化	施設名	区画整理（町屋・鳥越地区）



整備前



整備後

**【景観配慮対策の概要】**

農業に係る担い手不足、高齢化が進んでおり、農作業・維持管理作業の省力化、効率化の実現が課題となる中、ほ場整備により長大な法面が造成されることを受け、維持管理対策として防草シートの敷設と景観形成として芝桜を植栽した。

- ほ場整備による余剰地を生かした公園整備により、棚田とともに魅力ある農村づくりに向けた資源としての整備を進める。
- 芝桜を植栽したほ場内の法面と、やすらぎ公園を維持管理するとともに、令和4年度までに棚田地域内で芝桜7,400株、桜150本を植栽し、景観形成とともに100年後の名所づくりを図ることにより、新たな景観資源を生み出すことを目指す計画を策定した（「指定棚田地域振興活動計画」美土里ネットなたち振興協議会）。

設計条件	素材		
事業工種	ほ場整備	工種	区画整理（石積み擁壁）
所在地	沖縄県八重瀬町	事業名	農業競争力強化基盤整備事業 慶座（ぎーざ）地区
基本原則	修景・美化	施設名	区画整理



整備前



整備後

**【景観配慮対策の概要】**

事業実施区域は、県南部地域における代表的な高収益農業地帯のひとつである。また、本地区は琉球石灰岩地帯であり、現場発生した石材を有効活用し、道路等の石積み擁壁として整備することで、周辺の景観と調和した、沖縄特有の石積みによる景観が形成されている。

- 本地区では土地改良事業等の工事の際に発生した琉球石灰岩を工事資材として再利用した。
- 整備直後は真っ白な琉球石灰岩の石積みも、時間経過とともに色合いが変化することで自然石の重みと特有の風情が沖縄の風土とよくなじんでいる。
- 琉球石灰岩を利用したほ場法面はグスク（城）文化を思い起こさせる農村景観となっている。

設計条件	規模・配置、素材		
事業工種	ほ場整備	工種	風害防止（防風施設）
所在地	北海道由仁町	事業名	国営農地再編整備事業 由仁地区
基本原則	修景・美化	施設名	防風林



整備後（南北樹林帯）



植樹の様子（住民参加型直営施工）  
（写真提供：由仁町）

【景観配慮対策の概要】

ほ場整備事業に際し、南風による水稻の品質低下を防ぐため東西方向の農道に防風林を配する計画を検討した。地元の受益者のほか、商工会女性部、郷土資料研究会、ハーブ愛好家グループなど地域住民の参加を得て、ワークショップを開催し、生態系と景観に配慮した防風林として植栽する樹木等を選定、植樹した。

- 農作物への日陰の影響を極力少なくするため、東西方向の農道の南側（延長約20km）に5m間隔でミズナラを配した。
- 地区の南北方向に延びる幹線道路に沿って地域のシンボルとなる南北樹林帯（約1km）を計画し、ミズナラを5m間隔で植栽し、その間に花が咲くミヤギノハギ、実を食べられるブラックベリーを植え、さらに根元には雑草対策としてハーブのアジュガを植栽した。
- 防風林の維持管理は受益農家で構成される管理組織が下草刈り等の作業を実施、防風効果が期待されているとともに、土地改良区の啓発活動により地域住民等に防風林の存在が浸透した。

[農道]

設計条件	素材		
事業工種	農道	工 種	法面保護工（植栽）
所在地	岐阜県恵那市	事業名	県営一般農道整備事業 笠置地区
基本原則	修景・美化	施設名	笠置農道

 <p style="text-align: center;">整備後</p>  <p style="text-align: center;">整備後</p>	<p><b>【景観配慮対策の概要】</b></p> <p>笠置農道は、岐阜県郡上市から恵那市を結ぶ幹線農道である。周囲は、山林と農地の豊かな自然環境を有し、農道沿いに民家が点在する景観が広がっている。</p> <p>中山間地域に建設される農道は、地形条件により法面が多くなることから、山側の切土と谷側の盛土部の保護対策において、修景を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 切土、盛土の法面保護は、植栽を採用し、農道の周辺の山並みを持つ景観になじむよう配慮している。</li> <li>○ 緑化の素材は、グラウンドカバープランツを採用し、景観への配慮と法面の維持管理労力の軽減の両面に対応している。</li> </ul>
--	--

設計条件	規模・配置、素材		
事業工種	農道	工 種	附帯施設（植栽）
所在地	北海道岩見沢市（旧栗沢町）・南幌町	事業名	広域営農団地農道整備事業 空知南部地区
基本原則	修景・美化	施設名	広域農道空知南部地区（農道）

 <p style="text-align: center;">整備後 (写真提供：北海道空知総合振興局)</p>  <p style="text-align: center;">整備後（沿線住民による植栽） (出典：「わが村は美しく－北海道」運動 2002)</p>	<p><b>【景観配慮対策の概要】</b></p> <p>自然公園が隣接する地域で実施した広域農道整備事業の附帯施設として、廃止された夕張鉄道の廃線跡を利用して植栽を行った。地元の地方公共団体及び沿線住民の要望により、約2.0km区間にヤマモミジの植栽とフラワーポットを設置するなど植栽による美化を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 北海道米ブームの先駆けとなった品種「きらら397」の名前を取って「きらら街道（広域農道）」と呼ばれ、田園風景を通り抜ける爽快な道で、南幌温泉、栗の森公園、農産物直売所等が連なる人気のドライブコースとなっている。</li> <li>○ 南幌町では、地域住民による「きらら街道」の美化活動をきっかけとして地元女性を中心となって同好会が結成され、北海道で展開されている「わが村は美しく－北海道」運動に参加するなど、花と緑のまちづくりが始まる。</li> </ul>
--	--

設計条件	規模・配置		
事業工種	農道	工 種	附帯施設（防風雪柵）
所在地	北海道岩見沢市	事業名	広域営農団地農道整備事業 空知東部南地区
基本原則	修景・美化	施設名	広域農道空知東部南地区（農道）



整備後



整備後

【景観配慮対策の概要】

広域農道空知東部南地区は、岩見沢市、月形町、浦臼町を結ぶ幹線農道である。農道は、農産物流通の効率化を図るほか路線沿いには集落と農村公園があり地域住民の生活道路として機能し、車と地域住民からのまなざし量がある。また、地域住民等が花の植栽活動を実施するなど美しい農村景観の形成が図られている。

農道は、平坦な農業地帯を通るため、冬期の風雪による走行障害の対策としての防風雪柵の設置に当たり、植樹により美化要素を追加する対策を実施している。

- 防風雪柵は、樹木を配置（植栽）し、景観林を形成している。
- 平坦な中を走る農道の景観が単調で茫漠とした印象となることから、防風雪対策のほか、植樹により景観にアクセントが付加され、農道利用者の位置認識と道路の先行き誘導の効果についての増進を図っている。

[農地保全防災]

設計条件	色彩		
事業工種	農地保全防災	工 種	風食防止（防風施設）
所在地	静岡県静岡市	事業名	県営農業競争力強化基盤整備事業 矢部2期地区
基本原則	修景・美化	施設名	防風ネット



整備後（茶色の防風ネット）



参考（一般的な青色の防風ネット）

【景観配慮対策の概要】

矢部2期地区は、旧清水市の南部に広がる丘陵地帯をみかんの大規模生産地とするため樹園地の基盤整備を行ったものである。地区の近傍には国の名勝地に指定されている日本平があるなど緑豊かな自然環境が広がっている。また、整備地区は日本平の展望台などの観光施設からの眺望がある。

このため、防風ネットの設置に当たり周辺景観に違和感を与えない色彩を採用した整備がなされている。

- 防風ネットの色彩は、周辺の丘陵地となじむ茶色の色彩を採用している（一般的には青色の防風ネットが使用されている）。

[農業集落排水]

設計条件	形、色彩、素材		
事業工種	農業集落排水	工種	集落排水施設（建屋）
所在地	岐阜県中津川市	事業名	農業集落排水事業 高山地区
基本原則	修景・美化	施設名	農業集落排水施設



整備後



参考（歌舞伎小屋「常盤座」）

【景観配慮対策の概要】

農業集落排水施設が位置する中津川市は、岐阜県の中でも地歌舞伎が盛んな地域で4つの芝居小屋があり、地域住民が芝居を行い集う場所になっている。また、当該施設近隣の常盤座は明治24年に建築され、中津川市指定重要文化財になっている。

施設の整備に当たっては、地域の文化的な景観に配慮した整備がなされている。

- 建物の形は、歌舞伎小屋「常盤座」の建築様式をデザインコードとして採用している。
- 建屋の外壁腰壁の素材と色彩は、「常盤座」の板張りをイメージしたコンクリートの板張模様とし、茶色を採用している。



腰壁部

設計条件	規模・配置、形		
事業工種	農業集落排水	工種	農業集落排水施設（建屋）
所在地	長崎県諫早市	事業名	県営農業集落排水事業 慶師野・下名地区
基本原則	修景・美化	施設名	農業集落排水施設



整備後



整備後

【景観配慮対策の概要】

農業集落排水施設は、周囲を水田に囲まれた平坦な景観の中に位置する。周辺は国道と県道及び県道沿いに立ち並ぶ民家があり、施設との間に遮蔽物がないため周辺景観に違和感を **もたらす可能性があった。**

このため、建屋は水田景観の中に孤立したものとならないよう配慮した修景とともに、植樹による美化要素を追加した整備がなされている。

- 建屋の屋根は勾配を抑えた切妻造を採用し、周辺地域の家屋との調和を図っている。
- 敷地内に樹木を配置することにより、周辺からの違和感を軽減している。

設計条件	規模・配置		
事業工種	農業集落排水	工種	附帯施設（植栽）
所在地	岐阜県可児市	事業名	農業集落排水事業 長洞地区
基本原則	除去・遮蔽	施設名	農業集落排水施設



整備後



整備後（維持管理作業）

【景観配慮対策の概要】

農業集落排水施設は、周辺が林地帯の景観で構成されており、隣接する公民館と周辺住宅団地からはその景観が視認できる。

このため、本施設は周辺景観に違和感をもたらす可能性があったことから、現況景観の質を維持するための整備が行われている。

- 敷地内の外周に樹木を配置することで、農業集落排水施設を遮蔽し人工素材の露出を軽減している。
- 樹木の維持管理（剪定）を定期的に行っている。

[その他]

設計条件	色彩		
事業工種	その他	工 種	防霜ファン
所在地	静岡県掛川市	事業名	明日のしずおか茶育成事業費補助金 東山地区
基本原則	修景・美化	施設名	防霜ファン



整備後



粟ヶ岳の「茶文字」

【景観配慮対策の概要】

世界農業遺産の審査手続において、FAO（国際連合食糧農業機関）の現地視察の際、防霜ファンの亜鉛メッキによるシルバー色について違和感があるとの指摘を受け、茶色の塗装を行い、景観に配慮した対策を行った。

- 世界農業遺産認定後に決定したビュースポットから粟ヶ岳の「茶文字」を見たときに、目立つ79基の防霜ファンについて塗装を行った。
- 防霜ファンの塗装により、地域住民の中では当たり前であった風景と自分の住む地域を見直すきっかけとなった。
- 地域では、茶畑を景観資源として旅行者を呼び込もうとする気運も高まっている。

## 5.4 景観配慮対策の決定

景観との調和に配慮した設計を踏まえ、事業実施における具体的な対策内容等を総合的に考慮した上で景観配慮対策を決定する。

### 【解説】

#### 1. 景観配慮対策決定に当たっての考え方

設計条件を踏まえ、事業実施における具体的な対策内容について、景観配慮対策の意図（ねらい）と事後の景観変化、安全性、経済性、施工性、維持管理、生態系への影響等を総合的に考慮し、景観配慮対策を決定する。

#### 2. 留意点

##### (1) 対策の**組合せ**

法面保護、機場整備等、整備対象施設（工事）が同一地点に複数あり、個別の施設に異なる対策を検討する場合には、整備対象施設全体としての景観形成に考慮する必要がある。

また、同一施設（地点）の複数箇所において景観配慮対策を検討することで、より効果的な景観配慮対策の実施と、維持管理の軽減が図られる場合がある。

##### (2) 既存施設が形成する景観への配慮

従前の施設（前歴事業で整備した施設）の姿は、長い年月をかけて地域住民等に認知されている。

そのため、改修事業等の場合は、景観配慮対策の実施に当たり、従前の施設景観からの変化についても検討を行うことが重要となる。

また、前歴事業を含め農業農村整備事業により整備した施設全体での統一性、同一河川に設置される他の事業で整備された施設等についても景観配慮対策を検討する上で状況の把握を行うことが望ましい。

##### (3) 地域住民等の意向及び多様な分野の有識者の助言等を踏まえた検討

景観配慮対策の決定に当たり、事業主体は検討内容を取りまとめ、**環境に関する意見交換等**の場を通じて、有識者、農家、土地改良区等から広く意見を聞き、検討を行う。

## 【参考事例 5-1】

### 〔ダム堤体舗装での色彩の検討例〕

(国営かんがい排水事業迫川上流(二期)地区(小田ダム)(宮城県栗原市))

ダム建設予定地において、景観機能を最大限に発揮するための周辺整備を実施するに当たり、堤体部の舗装を行う上で、周辺景観と自然環境に調和した配色を決めるために、色彩シミュレーションを実施した事例である。

色彩の検討に当たっては、①イメージ図の作成、②分類型の検討、③周辺で主となる色の検討、④舗装色のシミュレーション、⑤舗装色の決定の流れで行った。

具体的検討内容

- ① イメージ図は、現況の色彩を把握し、色彩シミュレーションを実施するための基図とした(元図)。



基図となるイメージ図

- ② 分類型の検討では、方向性は有機化(自然型)なのか無機化(都会型)なのか、配色は同化なのか異質化なのかを検討し、色彩計画の方針を決定した。

[第1案:管理棟敷地=グレー系、堤体=イエロー系]



- ③ 色彩の調和を図るため、作成したイメージ図から、背景の主となる色(緑系の色)を把握した。

[第2案:管理棟敷地=グレー系、堤体=オレンジ系]



- ④ 舗装色のシミュレーションでは、背景の緑と類似する色の組合せ(右図第1案)、対比する色の組合せ(右図第2案)、さらに類似系と対比系の間系(右図第3案)を選定し、施工後のイメージ図を作成して比較検討した。色の3属性(色相、明度、彩度)においては、類似的な色彩の組合せと、対立的な組合せが代表的である。背景の色と同系統の色であれば、周辺景観に溶け込み、対比する色であれば浮かび上がって見えることになる。

[第3案:管理棟敷地=グレー系、堤体=グレー系]



色彩シミュレーション

- ⑤ 舗装色の決定では、当該施設は周囲を低い山々に囲まれ、供用開始後は水面と背後の山、空、雲といった自然界の要素で占められることから、類似系色では単調となり、対比系色では人工的な景観となることから、第3案の中間系色を採用した。なお、中間系の場合は、色の経年変化が少なく、材料の入手が容易等、維持管理の観点からも利点があった。



整備後11年経過

## 【参考事例 5-2】

### [ポンプ場建屋でのデザインコードの検討例]

(県営湛水防除事業 森下地区 (森下排水機場)(岐阜県海津市))

ポンプ場の改修に当たって建屋の形状等にデザインコードを活用した事例である。

本地域は、岐阜県の最南端に位置し、長良川・揖斐川に挟まれた輪中地帯で、高須輪中は、薩摩藩の御手伝普請による宝暦治水で有名な我が国数々の輪中である。輪中は、水害から守るため、集落と耕地の周囲を堤防で囲んだところをいい、この堤防を輪中堤という。輪中堤内には水害に対し土地の一部を高く積み上げ、**寝具と食料を備蓄した**避難小屋として「水屋(みずや)」と呼ばれる独特な建築様式が発達した歴史を有する。

このため、「水屋」の石積みの形(石の積み方)を歴史的に継承されてきたデザインコードとして読み取り、ポンプ場建屋デザインの検討を行った。最終的には、現代の建築技術に適合するようアレンジしつつ、整備対象施設の外壁について景観との調和に配慮した設計とし、整備を行った。

[保全されている水屋の外観]



[保全されている水屋の外観]



[輪中堤内のイメージ図]



[整備対象施設]



[デザインコードを活用し設計・施工した外壁]



### 【参考事例 5-3】

#### [水路橋での景観保全の例]

(国営総合農地防災事業 常願寺川沿岸地区 (左岸連絡水路橋) (富山県立山町))

水路橋の改修に当たって、既存施設の良好なデザイン等を踏襲しつつ、現在の技術水準にて整備を行った景観保全の事例である。

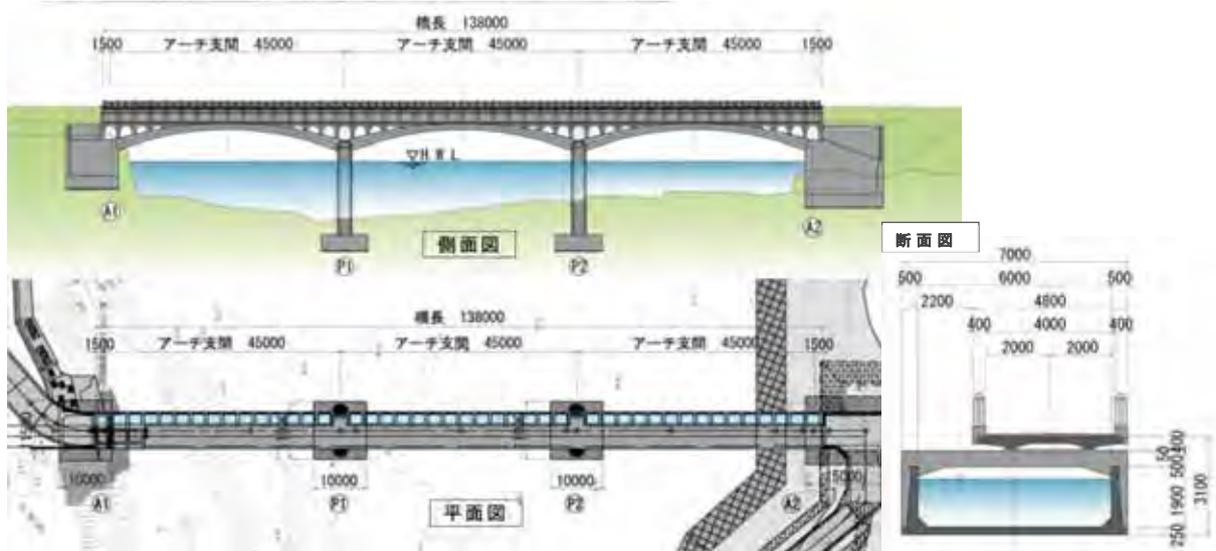
既存施設は昭和27年に国営事業によって造成された水路橋であり、老朽化、洪水流出形態の変化のほか、計画高水流量が増大されたことから、常願寺川上流約30mの位置に、既存施設の形状を踏襲した施設の整備を行っている。

なお、既存の水路橋は地元では「豊水橋」の名で親しまれており、コンクリート製の壁高欄にはひし形の開口部、橋脚の天場を球面とする等、優れたデザインによって、晴天時には陰影により立体感のある姿を醸し出すなど歴史的な景観資源となっている。

#### 【整備の概要】

形式：ダブルデッキ式三連コンクリートアーチ橋  
 (下部：用水路、上部：管理用道路)  
 延長：138.0m(支間長45.0m×3)  
 総幅員：7.00m (有効幅員：水路6.00m、道路4.0m)

[主要構造図 (三面)]



[整備構想図 (イメージ図)]



施工に当たっては、水路・床板・壁高欄について、工場製作のプレキャスト部材を使用することとした。工場で品質管理された部材は、表面の美しい仕上がり、耐久性の向上とともに施工の省力化、工期の短縮が図られている。

【整備の概要】

架設工法：  
 固定支保工架設工法・プレキャストセグメント工法  
 PC鋼材：  
 主鋼材 (床版) SWPR7B 12S12.7  
 (フレシナー工法：内ケーブル)  
 (床版) SWPR19 1S17.8  
 (SM工法：内ケーブル)  
 鉛直鋼材 (水路) SBPR930/1080 φ32  
 (普通鋼棒工法)  
 リブ横締め鋼材 (水路) SWPR7B 1S15.2  
 (プレテンション)



[新旧デザインの対比 (左が旧橋、右が新橋)]



[水路橋完成写真 (新橋上流上空より、下流に向かって受益地方向を撮影)]



## 【参考事例 5-4】

【水路の歴史的背景に配慮した改修と管理用道路の住民管理を促す仕組み】

（国営かんがい排水事業 大崎西部・江合川・大崎地区（宮城県大崎市他））

国営かんがい排水事業の実施に際し、地域住民から内川（幹線用水路）の歴史的背景を踏まえた景観への配慮を求める要望を受け、関係機関及び地域住民との協議を重ね、景観に配慮した石積み護岸、親水機能を高める歩道及び親水広場の整備を行いつつ、地域住民が主体的に管理用道路の管理に携わる仕組みづくりを行った事例である。

### 1. 水路の歴史的背景に配慮した整備

内川は、天正19（1591）年8月伊達政宗による岩出山城築城の折、本地域の水源である江合川を堰止め、城の内堀兼かんがい用水のための水路として造成された。

内川を対象とした国営かんがい排水事業では、水量を増やすためL型鉄筋コンクリート水路により川幅を拡げる改修計画を立て、工事を行うための説明会を行ったが、地域から内川の歴史的背景に配慮してほしいという声が数多く寄せられたため、地域の声を反映した改修方法を検討することとなった。宮城県においても水環境整備事業により内川沿線の整備計画があったため事業計画の見直しが行われ、「農業用水としての機能」「親水空間としての機能」等に配慮しながら改修の在り方について検討が行われた。

その結果、伊達政宗による開削以来400年以上経過し、地域に親しまれてきた内川の、自然的、歴史的価値を継承するため、【自然石による石積み護岸】【川沿いの樹木の保存】【水際線の保持】等に配慮し、管理用道路の一部区間では石畳を強調した歩道を整備し、橋上公園、ポケットパーク、親水広場を設ける等の計画の見直しが行われた。

また、内川の水路幅は従前と同程度とし、従前水際線の確保を行い、樹木を最大限保全するよう見直しがされ、水路部は雑割石による自然石護岸とし、河床工はコンクリート張りとはせず栗石又は玉石を敷き、伏流水が浸出できる構造とし、管理用道路である車道と歩道はみかげ石を敷き、景観と環境に配慮した整備が実施された。

#### 【事業の概要】

工 期：昭和 62 年度から平成 24 年度  
受益面積：10,496ha  
主要工事：ダム、頭首工、揚水機場、用水路、  
排水機場、排水路

【みかげ石を敷いた車道（管理用道路）】



【内川（幹線用水路）の自然石護岸】



## 2. 地域住民による道路・水路の維持管理

内川の改修に際し、水環境整備事業で整備した管理用道路区間については、関係機関との協議により、施設を条件付き譲与される旧岩出山町（現大崎市）が財産管理を行うこととし（土地改良法第94条の3第1項）、日常的な清掃、草刈り等は、施設の直接的な利用者である地域住民を中心に平成14年2月に「内川・ふるさと保全隊」が設立され、地域による自主的な管理を行う体制を構築している。本事業により景観に配慮した整備がされた後も、内川の水の恵みは現在も地域にとって貴重なものであり、後世に受け継いでいくために地域住民も保全活動に積極的に参加している。

[土系舗装が施された歩道（管理用道路）]



また、内川夏祭りでは内川沿いの歩道を歩く「学問の道探しウォーク」と、内川を管理する大崎土地改良区が主催する「内川水土里の路疏水百選ウォーキング」が開催されている。

内川は、その有する歴史と景観に配慮した施設改修、地域ぐるみの熱心な保全活動が国内外で認められ、平成18年に「疏水百選」に選定、平成28年には「世界かんがい施設遺産」に認証されるとともに、平成29年には内川を含む大崎耕土が「持続可能な水田農業を支える『大崎耕土』の伝統的水管理システム」としてFAO（国際連合食糧農業機関）が定める「世界農業遺産」に認定された。

[地域住民による清掃活動]



[土地改良区主催のウォーキングイベント]



## 【参考事例 5-5】

〔農業水利施設の一部開放と景観配慮対策による施設の住民認知の向上〕

（国営かんがい排水事業 神流川沿岸地区（埼玉県神川町他））

本地区は、埼玉県北西部を流れる一級河川利根川水系神流川の沿岸に位置し、群馬県藤岡市、埼玉県本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町の3市3町にまたがる。旧神流

川幹線の取入口から下流約200mの地点に沈砂池があり、当時の頭首工完成を祝って造られた記念碑と桜が配置されている。本地区の頭首工等の農業水利施設は、築後50年以上経過し、施設の老朽化が進んでいたが、改修に当たり機能性、経済性、歴史・文化的価値を勘案し、全面改修とはせず、当時の姿を残し、地域住民の憩いの場として、環境と景観に配慮した整備を行った。整備内容は、この地域特産の青緑色系の「三波石（さんばせき）」を用いた石張り護岸、間伐材利用の木柵、カラー舗装を施した周回遊歩道、歴史標示看板、休憩ベンチ等を設置している。

〔事業の概要〕  
 工 期：平成16年度から平成24年度  
 受益面積：4,019ha  
 主要工事：頭首工、用水路、水管理施設

〔改修前の沈砂池〕



〔改修後一般開放された管理橋〕



### 1. 整備前の状況

右岸側管理用道路は、道路幅が広く一般道路と接続しているが、雑草が繁茂し、鬱蒼とした場であった。また、施設の管理用の橋（以下、管理橋という）は施錠し、管理者以外の立ち入りを禁止していた。そのため、頭首工完成記念碑、完成記念に植樹した桜等の景観資源はあるが、施設周辺への地域住民の立ち入りはなく、記念碑と桜の資源的価値が損なわれていた。

〔沈砂池の改修後の開放区間〕



※国土地理院撮影の空中写真（2010年撮影）に施設名等を追記して掲載

## 2. 景観に配慮した施設改修

施設内に地域特産の青緑色系の「三波石」を置き石として展示しており、管理用道路の境界材と桜周辺の囲いにも使用されている。木柵（防護柵）は、門扉部分を除き、部材の接続に釘とボルトを使用しておらず、設置から15年以上経過した現在でも腐食等がなく機能的な劣化もない。また、沈砂池の上下流にある管理橋と兩岸の管理用道路の路面は、赤茶系のカラー舗装を施すとともに右岸側に木製の休憩用ベンチが設置され、経年変化により全体的に落ち着いた色合いとなっている。

## 3. 地域住民等への施設開放・利用

本地区で整備された施設の一部は、一般住民に開放されている。沈砂池の上下流にある管理橋は施錠せず、頭首工を周遊することができるようにしており、春の桜、秋の紅葉時期には、地域住民が花見、散策等で訪れる。

開放されている管理橋からは視界を遮るものがないことから、兩岸に植栽された桜が満開の際には、管理橋が桜と施設を眺める視点場となっている。

また、施設の左岸側に神流川の堤防道路があり、地元の地方公共団体が策定した散歩・ハイキングコース（青柳コース）となっており、ウォーキング、散策又はサイクリングを楽しむ人が多い。堤防道路からは、桜と沈砂池を見下ろすこととなり、桜と施設全体を眺めることができる。

このように施設の住民利用が増加したことで、頭首工完成記念碑と記念樹（桜）の景観資源としての価値が見直され、施設の存在と役割に対する住民認知が向上している。

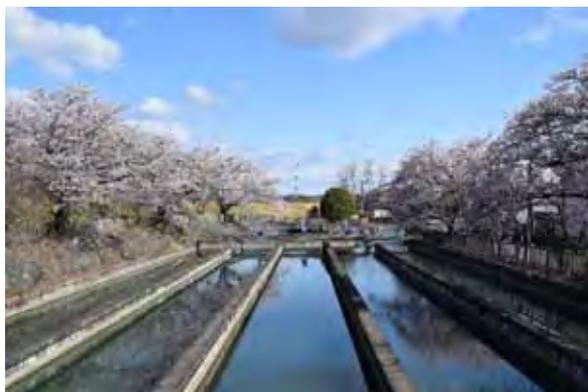
[三波石を用いたモニュメントと木柵]



[三波石を用いた護岸]



[管理橋からの眺め]



[地域の景観資源として再生した記念碑と桜]



## 【参考事例 5-6】

### 【「石垣田」の景観に配慮した農道整備】

(県営中山間地域総合整備事業 津南地区 (新潟県津南町))

信濃川の支流、中津川の上流域の峡谷地帯に点在する集落である秋山郷の一部である津南町結束(けつとう)集落の棚田[結束の石垣田]は、畦畔が石垣で何段にも組み立てられており、全国的にも貴重な景観を形成し、「日本の美しい村景観百選(平成3年)」及び「つなぐ棚田遺産～ふるさとの誇りを未来へ～(令和4年)」に選定されている。

#### 1. 石垣田景観を維持するための農道拡幅の協議

石垣田の農道は狭く、大型の農業機械が進入できず、担い手の高齢化と相まって荒廃農地の増加が懸念された。農道改修を計画したが、利便性の向上と景観配慮の両立は難しい課題であり、地元の石垣田保存会から、石垣に極力手を加えないよう要望があった。

過疎化・高齢化が進行している集落の現状から、石垣田景観の維持のためには農道を拡幅し利便性を向上し、耕作を継続していくことが必要であると協議を継続することとした。協議の結果、農道拡幅の条件として、①拡幅後の農道は現場の石を利用し従前のような形で積みなおす、②砂利舗装、③復旧作業に石垣田保存会、地域住民が参加し石垣を大切にすることを共有することが合意された。

#### 2. 石垣田景観に配慮した農道拡幅工事

合意形成を踏まえ、路線全体延長910mのうち、道路幅が最も狭い区間314mを中心に、道路拡幅と石垣撤去復旧、砂利舗装を行った。農道拡幅作業は、旧石垣撤去→石材集積→石の選別・洗浄→道路拡幅→石垣復旧の順に実施した。また、石垣の復旧時には、撤去前に撮影した写真と比較し、従前の状態に似た状態に戻せるよう作業を実施、石垣の間に詰められるモルタルが目立たないようにモルタルの色にも配慮している。

さらに、従前の石垣が専門の石工職人ではなく、地域住民が積み上げたものであるため、復旧時も一般作業員が石積みを行い、周辺の石垣と違和感のない自然な仕上げとした。

既存道路のうち軽トラックが走行できる幅員がある区間については、わだち等への砂利補充のみを行い、拡幅区間と合わせ785mの整備を実施し、残り区間については津南町による整備が行われた。

#### 【事業の概要】

工期：平成20年度から令和2年度

受益面積：138.5ha

主要工事：農業用排水施設、農道、ほ場整備、暗渠排水、農業集落排水施設、農業防災安全施設、生態系保全施設

#### 【小型農機による田植え】



(写真提供：新潟県観光協会)

#### 【田植え後の石垣田】



[手作業による石垣の撤去]



[石垣の復元作業]



[道路幅が狭い道]



[道路拡幅と石垣復旧完了]



### 3. 景観資源の活用と継承

結東の石垣田は、火山噴火で石だらけだった場所を明治初期に開墾し、先人の苦勞の末に造られた。この石垣田を地域の景観資源とし、住民総出でこまめな草刈り、補修作業が実施されている。

また、地元有志による石垣田保存会が中心となって、石垣田のPRと石垣田を存続させるため、エコツーリズムと連携した農業体験が実施されている。さらに、農道拡幅のための協議を経て、平成24年より石垣田保存会を中心に石垣田にキャンドルを灯すイベント「けっとの灯影（ほかげ）」を6月に開催するなど、景観資源を活用した取組が展開されている。

[けっとの灯影]



(写真提供：津南町)

## 第6章 施工及び維持管理

### 6.1 施工

#### 6.1.1 施工時における対策

施工時においては、景観との調和に配慮し、整備対象施設の施工を行う上で留意すべき事項を取りまとめ、関係者間で周知徹底を図ることが重要である。  
また、場合によっては試験施工等により、意図した景観配慮の確認を行いながら実施することが望ましい。

#### 【解説】

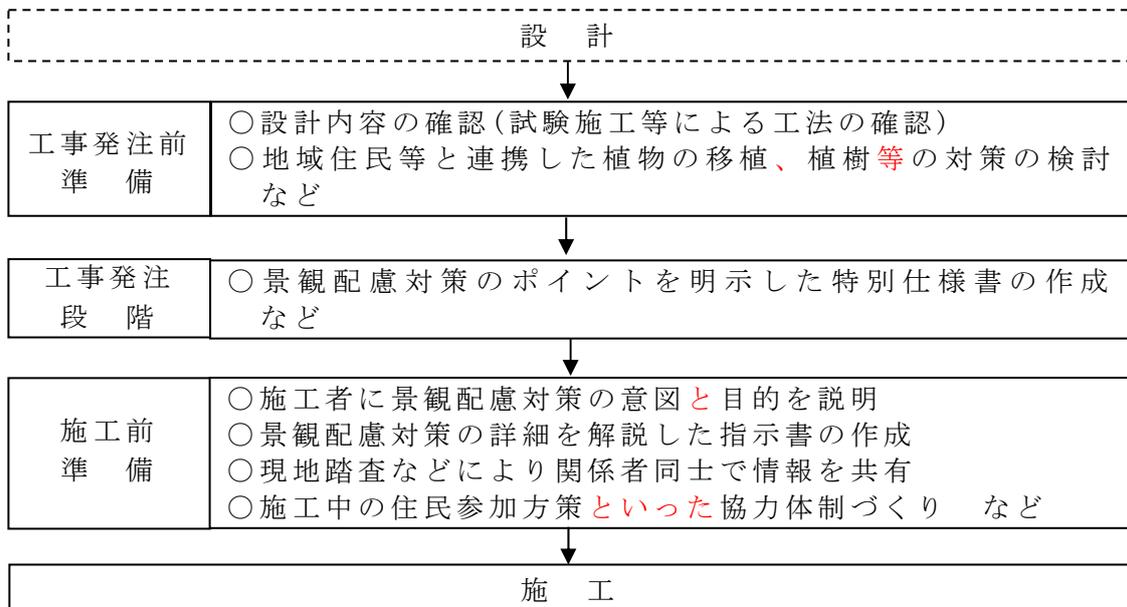
設計段階での景観配慮対策の内容が施工関係者に正確に伝わらず、施工時に意図した対策が実施できなくなるケースもある。

こうした問題を回避するために、図面類には、適宜、コメント、参考写真、図等を丁寧に挿入し、対策の意図を的確に施工者に伝えるよう努めることが必要である。例えば、色彩の指示に際しては、色彩を表現する客観的な数値（マンセル値など）を示すとともに、数値に一定の幅をもたせることによって、調達できる素材、塗料等の選択肢を増やすなどの留意も重要である。

また、設計時に決定した景観配慮対策の実施に当たっては、新技術による工法、現在行われていない伝統的な工法等による施工を行う場合は、工法の試験施工を行い、現地での適応性、意図する景観配慮の効果等を確認することも有効である。

#### 【参考資料 6-1】

##### 【施工の流れと景観配慮対策の留意事項】



## 【参考事例 6-1】

[白滝の美しい頭首工景観を保全するための施工方法の検討例]

(国営かんがい排水事業 手取川流域地区 (白山頭首工) (石川県白山市))

手取川流域地区は、石川県南西部に位置し、受益面積約7,400haの水田地帯である。基幹施設の白山頭首工は、造成後70年以上が経過し、堤体内部及び基礎部の劣化、護床部の沈下、洗掘等が生じており、国営かんがい排水事業により施設の改修を行うものである。

頭首工の整備に当たっては、既設固定堰の越流水が白い滝のような独特の美しい景観を形成しており、地元住民からの要望等も踏まえ景観配慮計画を策定し、白い滝の景観を保全することとしている。

[現況 (固定堰を流下する美しい白滝の状況)]



[施工後 (美しい白滝の流れの保全)]



### 1. 景観配慮計画

施設名：白山頭首工

- ① 基本原則：保全(現況の施設が周辺の景観構成要素と一体となった景観が既に形成)
- ② 景観上の役割：土砂吐等は河原の色彩と調和。堤体を流れる水が滝のようなアクセント。
- ③ 整備のイメージ：堤体が石張りであることにより、越流水が泡立ち、白い滝のような美しい景観を形作っているため、改修の際も現在の景観が保全されるよう石張りとする。また、堰柱部・堤体については、現況が周辺景観になじんでいることから、表面補強を行う際は現況と同じグレー系の色彩とする。

整備のイメージ



### 2. 白山頭首工石張工の施工内容の検討

固定堰越流水の白滝の保全に当たっては、白滝の発生のメカニズムを確認し、石積み方法に係る安定性・耐久性及び想定される景観状況より検討を行った。

#### (1) 既設石積み工の凹凸確認

固定堰の石張り工での白滝発生の主な要因は、石材表面の凹凸と考え、3D計測を行い、局所的に大きな箇所はあるが、現況の石材の凹凸は**おおむね50mm**程度と判断。

[3D計測状況]



[既設石張 3D画像]



#### (2) 石張り構造の検討

白滝発生の原理は石材表面の凹凸に越流水が衝突し、乱流・跳水が発生することにより、気泡が混入し白く見えることで白滝になると考えられる。このため、凹凸の差による白滝の発生を表面加工及び施工方法(石の積み方)の違う下の3種類で試験施工を検証した。

白滝の発生は、No.1 ≒ No.2 > No.3であった。ただし、No.2については流砂、流石による耐磨耗の観点等より不採用とした。

[試験施工状況 (左No.1、中No.2、右No.3)]



[試験施工状況 (左No.1、中No.2、右No.3)]



No.	表面加工	凹凸	積み方
1	こぶだし	45 mm	布積
2	こぶだし	90 mm	鎧積 (布積)
3	割り肌	10 ~ 20 mm	谷積

3. 検討結果

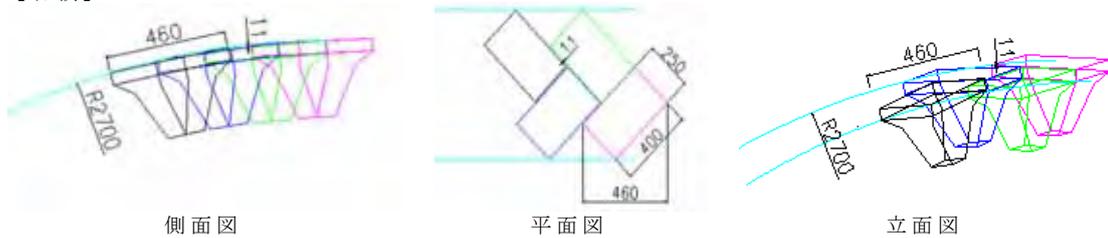
(1) 白滝の発生

現況の白滝のような景観を保持するためには、現況に近い凹凸を再現することが最善と考え、現況3D計測の結果を踏まえ、使用石材については石材表面の加工を50mmのこぶだしとした。また、白滝の発生には石の積み方による差異はないと判断。

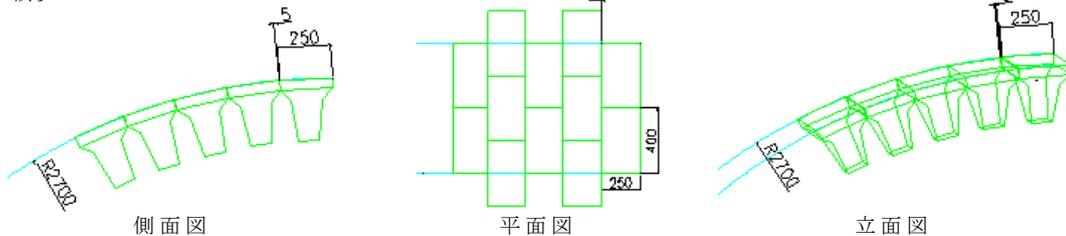
(2) 石張の積み方による安定性、耐久性

一般的には谷積が強固とされるが、本施設では曲線部があり、目地間隔の増大及び端部せり出しで弱部になるおそれがあること、本改修では石材背面に胴込コンクリートを施工することから、積み方による強度は問題ないと判断でき、布積を採用する。

[谷積]



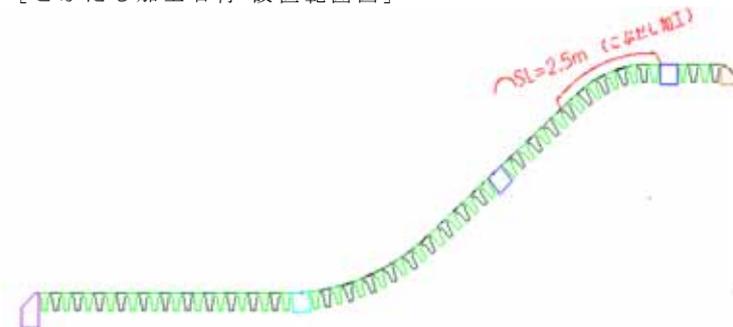
[布積]



(3) 加工石材の設置範囲

石材の積み方による白滝の発生に差異はないと考えられるため、布積を採用する。ただし、越流上部で白滝が発生してしまえば、越流下部は追従して発生することから、こぶだし加工石材の設置範囲は下図に示すとおり、SL=2.5m (R2700区間の前後)とし、その他は割り肌加工とした。

[こぶだし加工石材 設置範囲図]



## 【参考事例 6-2】

〔畑地帯における現場発生材を利用し従前景観の特徴を継承した例〕

（県営畑地帯総合整備事業 溜水・妙見地区（長崎県雲仙市））

傾斜地に立地する畑地帯において、区画整理、畑地かんがい施設等の整備を行い、農業の機械化による省力化を進めることで生産性向上を図り、併せて、現場で発生した石材を利用して法面整備を行うことで従前の景観の特徴を継承した事例である。

本地域は、標高140mから200mの丘陵地帯に広がる畑地帯であり、傾斜地での農地間の段差による潰地を少なくし、ほ場の本地面積を確保するため、畦畔法面には古くから先人達の知恵により石積みが入り入れられており、現地では火山活動で運ばれてきた火山噴出物の安山岩質の岩塊が多く発生することから、これらを使用した石積みが、地域の特徴的な農村景観として形成されている。

また、従前は、ほ場内の道路網が未整備で、区画が狭小不整形であり持続的な農業経営に支障をきたしていたことから、生産性の高い農地を整備するための事業が検討された。

この事業の計画段階で、受益者から石積みを継承したいという意見が出たことから、現場から発生する石材を利用した石積み工法による法面保護を計画に盛り込んでいる。

〔整備前のほ場〕



〔事業実施範囲（整備後）〕



### 〔事業の概要〕

工 期：平成10年度から平成16年度  
受益面積：43ha  
主要工事：区画整理、畑地かんがい、施設用地等整備

〔整備後のほ場〕



施設の計画・設計に基づく積算では、石材は現場発生材を使用することで材料費、石材処分費用が削減され、施工費の縮減が図られた。

また、既存の石材を素材として用いたことは、地域を特徴付ける景観の継承だけでなく、統一感の高い景観の醸成と伝統的な石積み技術の保全にもつながるものとなっている。

さらに、ほ場内道路の整備、区画形状を揃えた生産性の高い農地整備等により、担い手へ農地集積することで農地の高度利用が可能となった。

[主な栽培作物と収穫時期 (イメージ)]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ばれいしょ	6月末収穫					6月播付け	12月下旬収穫			1月播付け		
レタス						9月播付け	11月中旬収穫		12月中旬播付け		3月収穫	

[従前のほ場]



[整備後のほ場]



## 6.1.2 地域住民等の参加による直営施工

地域住民等の参加による直営施工は、施設整備への住民参加を促すことで、地域住民等の景観配慮対策についての意識醸成を図り、地域住民等による施設の補修・修繕を含む維持管理、地域づくりに向けた取組のきっかけ、工事費縮減の効果等が期待できる。

### 【解説】

#### 1. 直営施工の概要

直営施工は、農業農村整備事業等で計画される施設のうち、身近な施設を対象に比較的簡易な工事について地域住民等が自らの意思に基づき参加・実施するものであり、住民参加による地域の活性化、創意工夫による工事コストの縮減と地元負担の軽減、整備された施設の良い維持管理などの効果が期待される。なお、住民参加による施工には住民参加型直営施工方式があり、以降その内容を解説する。

#### 2. 住民参加による施工の目的

地域住民の参加による直営施工は、農業農村整備事業などの住民参加の機会を計画策定のみならず、施設の設計、施工まで広げ、「ものづくり」を通じた地域住民の景観配慮への取組の理解と意識の醸成を図ることを目的としている。

#### 3. 住民参加による施工の効果・効用

##### (1) 施設の補修・修繕への対応のしやすさ

地域住民自らが施設計画・設計・施工に携わることにより、施設の構造、整備方法等が住民に伝達しやすく、補修・修繕が必要となった際の住民による対応が容易となるメリットがある。

##### (2) 地域住民の意識醸成

景観に配慮した施設の整備に住民が参加することで、地域住民の施設に対する愛着が生まれ、住民参加による施設の維持管理の取組意識が高まることにより、将来にわたって継続的に維持管理が行われることが期待できる。

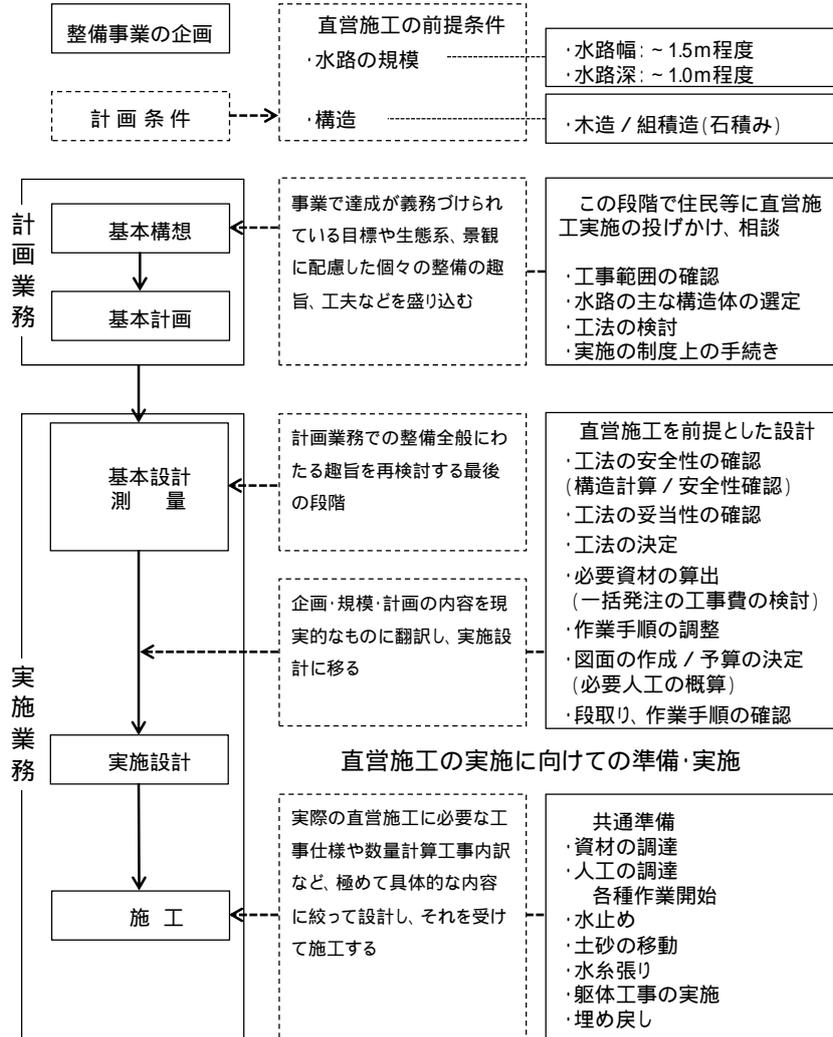
また、計画策定の段階から農家だけでなく地域住民も参加した話し合いを持つことにより、地域住民の景観への意識、連帯感と地域資源の再認識にもつながり、地域景観の保全とそれを生かした新たな地域づくりに向けた取組につながることも期待される。

##### (3) 施工工事費の縮減

住民参加型直営施工には「労務費支払い方式」と「労務提供方式」があり、請負方式による工事費と比較すると工事費用の縮減を見込むことができる。

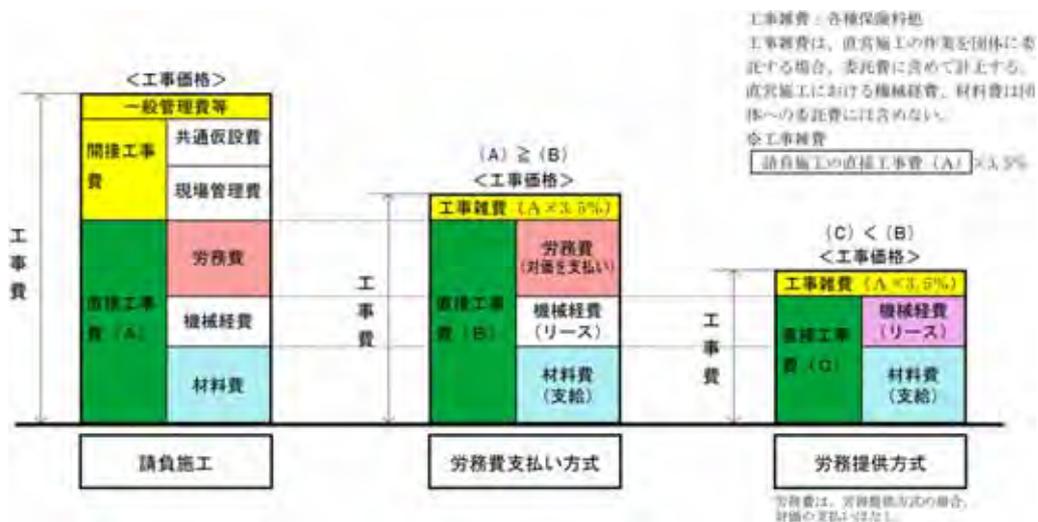
【参考資料 6-2】

[ 地域住民等の参加による直営施工の実施の流れと留意点 ]



【参考資料 6-3】

[ 直営施工による工事費縮減のイメージ ]



出典: 「農家・地域住民等参加型の直営施工推進マニュアル」(農林水産省農村振興局整備部設計課)

## 【参考事例 6-3】

### [住民参加による直営施工の例]

(県営集落基盤整備事業 加治木地区 (鹿児島県始良市))

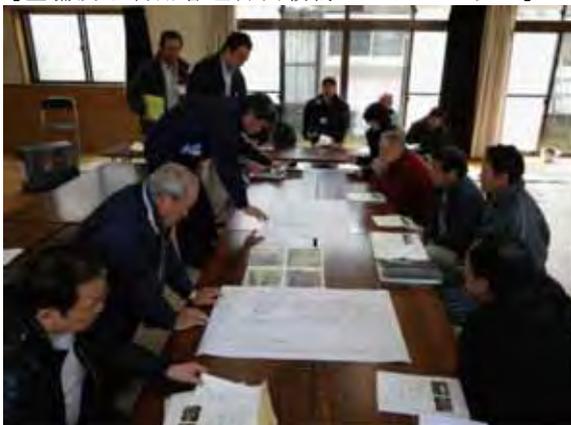
本地区では、環境配慮施設としてビオトープ池を地域住民等の参加による直営施工により整備している。

このビオトープ池は、県、県土地改良事業団体連合会、土地改良区、学校教育関係者が参加したワークショップでの協議を踏まえ、地域に生息・生育する希少な動植物等を保全する対策として、ほ場整備により創設された用地において設置されたものである。

ワークショップでは、ビオトープ池整備に当たり、希少な動植物の生息環境を保全する対策、周辺景観との調和に配慮した対策の実施内容、整備後には近隣小学校による環境学習会のフィールドとして活用すること等が検討された。さらに、検討が進み農家を含む地域住民等へ地域の環境保全に対する関心、気付き等を促すとともに、ビオトープ池等の維持管理に係る知識と補修技術の習得につながるよう、整備は住民参加型直営施工により実施することも合意されている。これら、関係者の意向を踏まえ取り決められたものは、整備構想と整備後の利用・管理に係る計画としてまとめられている。

ビオトープ池の設計・施工は、有識者等からの助言を受け、生物の移動経路確保、湿地環境等の保全対策に加え、石積み、植栽等の周辺景観との調和に配慮した対策を組み合わせ実施されている。完成後は、近隣小学校の総合学習での環境学習会が開催され、夏休みには小学生が自由研究のための調査に活用している。また、維持管理に当たっては土地改良区及び近隣の2自治会と連携した管理が実施されている。

[整備及び利用管理計画検討ワークショップ]



[整備構想図]



[整備 (住民参加型直営施工)]



[施設完成後の小学校の環境学習会での利用]



## 6.2 維持管理

良好な農村景観に配慮し、景観配慮対策を行った施設等が景観配慮計画に沿った目的を十分に発揮するためには、施設の適正な維持管理が重要となる。このため、施設の管理者は、地域住民など多様な主体の参加を促しつつ、十分な維持管理体制を整備する必要がある。

なお、施設の経年変化に伴う景観の劣化を防ぐため、定期的な点検を実施し、適宜の清掃、補修等の維持管理を行うことが必要である。

### 【解説】

#### 1. 維持管理の目的

維持管理の目的は、計画、設計において意図された景観配慮対策の内容を継続的に保つことである。

整備対象が施設の場合は、劣化・損傷による色彩の変化、肌理(きめ)の消失、形状の変化等により景観を変容させてしまう場合がある。また、法面緑化、植樹等の植栽に関しては、植物の生長状況、他の植物の混入、外来種の侵入、倒木等により意図した緑化景観を損なう場合がある。

このような整備後の経年変化に伴う景観の劣化を防ぐためには、定期的な点検を実施し、適宜の清掃、草刈り・剪定等の維持管理が必要である。このため、地域住民を含めた多様な主体の参加を促しつつ、施設管理者とともに行政、NPO等が連携し、地域的な取組として管理を実施することが望ましい。また、維持管理体制の整備は、継続的な活動がなされるよう、事業計画作成の早い段階から検討を行うことが必要である。

#### 2. 事業主体から維持管理主体への引継

事業主体は、景観配慮対策を実施した施設等の完成図面(出来形図面)、従前の状況写真、施工写真、景観配慮対策の内容を明記した資料を施設管理者等の維持管理主体に引き継ぐ必要がある。

実際に維持管理作業等を実践する研修会などを開催し、管理作業に係る具体的な内容を維持管理主体に引き継ぐことも効果的である。

#### 3. 地域住民等による景観形成活動

景観配慮対策の効果を持続的に発揮するため、維持管理計画の策定時において、整備後に地域と維持管理協定を締結するなどの検討を行う。

また、協定を維持するための管理組織の構築、それぞれの集落若しくは個人単位での作業頻度・内容等、維持管理の実施に向けた詳細な内容について、施設管理者、関係行政機関等を含め、地域住民の間で合意形成を図ることが重要である。その際、多様な住民参加を促す観点からの検討を行うことも重要である。

## 【参考資料 6-4】

### 【社会関係資本の育成（多様な住民の参加）】

農地、農業水利施設等は多面的機能を有し、農村地域だけではなく、都市地域の住民のゆとりと安らぎの形成にも大きく貢献していることから、地域内外の多様な住民が利害関係者（ステークホルダー）となる。そのため、施設の整備及び維持管理に係る景観配慮対策の実施に当たっては多様な住民参加を得ることで、対策の質的な向上と地域づくりなどへの波及効果が期待される。

景観配慮対策における多様な住民参加を促す観点としては、施設に対する「近づきやすさ」、「親しみやすさ、使いやすさ」、「愛着・我が事感の醸成」が重要となる。

#### ■施設への近づきやすさ

沈砂池周辺の管理橋及び管理用道路を一般に開放する、あるいは管水路の上部利用による歩道又は憩いの場を整備する場合は、一般住民を含めた施設開放の効用など、施設と住民の近づきやすさを見極め、双方の関係づくりに景観配慮対策を役立てる観点が重要となる。

#### ■親しみやすさ、使いやすさ

都市農村交流、農村体験等に農地等を利用する計画がある場合、農地及び農業水利施設の利用を通じ、これらの施設への親しみやすさが増し、維持管理等において多様な住民の参加を得やすい。また、施設の景観配慮対策について、維持管理を含めた使いやすさを十分に検討することにより、地域住民においても利用及び維持管理の促進が期待される。

下の事例は、沈砂池の施設改修に際し、管理橋を一般開放し施設を周遊できるように整備することで憩いの場を形成している（下左図の赤色の部分を周遊できる）。

〔利用開放した管理橋と管理用道路（赤色部分）〕



〔沈砂池を周遊できる管理用道路〕



神流川沿岸地区（埼玉県神川町他）

※国土地理院撮影の空中写真（2010年撮影）に「赤色部分（一般解放している場所）」を追記して掲載

■愛着・我が事感（自分のこと、自分に関係のあることという意識）の醸成

石工等の職人により積み上げられた自然石護岸、当時の最先端技術で建造した歴史的な水利施設及び先人が築き上げ継承してきた伝統的な営農が存在する地域では、それらの歴史及び仕組みへの理解を深めたり、あるいは継承された技術及び仕組みを現代に復元したり、将来につないでいこうとする取組を通じ、地域景観への愛着・誇りが醸成され、その価値を高めることに結び付く。また、施設整備の計画から設計、施工、維持管理まで自らが一貫して深く関与することで我が事感が醸成され、施設への親しみを深める効果が期待できる。このようなことを意図し、積極的にワークショップ、住民参加型直営施工等の取組を活用することも重要となる。

下の事例は、幹線用水路改修に伴い住民参加型直営施工による遊歩道（管理用道路）脇の芝張りを行ったもので、住民参加型直営施工を通じ地元有志が植栽した桜並木の景観の価値が地域で共有され、桜並木の保全活動が促進された。

[住民参加型直営施工による芝張り]



江合川地区（宮城県大崎市）

[整備後の管理用道路]



江合川地区（宮城県大崎市）

【参考事例 6-4】

〔多様な主体による水路の清掃等の維持管理例〕

(国営総合農地防災事業 新濃尾地区 (大江排水路) (愛知県一宮市))

本地域は、木曾川兩岸に広がる濃尾平野の中央に位置する都市近郊の農業地帯であり、地域内には農地・農業用水がつくる緑、水辺環境及び農業用水路を利用した親水型の公園など、地域住民が身近に接することができる環境が多数分布している。

本事業の整備対象となっている大江排水路(一宮市)も、地元では大江川として親しまれ、春には桜祭りが開催されるなど、地域の憩いの場となっている。

大江排水路(一宮市)では、地域住民を含めた多様な主体の参加による水路の清掃活動は、グラウンドワーク一宮実行委員会の主催、一宮市及び宮田用土地改良区の共催により「大江川クリーン作戦」として、平成11年に開始。農業水利施設の機能低下が、地域住民の生活環境の悪化にもつながるという意識を共有することによって、地域住民の参加を促し、参加団体は、大江川周辺の学校、病院、企業、ボーイスカウト等、広範囲で、こどもから年配者まで総勢800名が参加する活動となっていた(令和5年3月末で実施の目的は達成できたとしてクリーン作戦は終了)。

〔大江川クリーン作戦の様子〕



〔大江川の桜並木〕



私たちのまちと川をきれいにーグラウンドワーク活動の大江川ー

**大江川クリーン作戦** Vol.21

2019年11月9日(土)  
午前9時集合(11時終了予定)  
※雨天中止

グラウンドワークとは、地域の資源(グラウンド)を整理・活用(ワーク)する活動のことです。そこで、グラウンドワーク一宮実行委員会では、地域住民・企業・行政がいついかにして大江川沿岸の環境の清掃を行います。みなさん、ぜひ参加ください。終了後に記念品をお配りします。

集合場所 光通公園(一宮市南表1丁目1 新栄交差点南西角)

駐車場 緑島地区の貸し通車場のうち、大江川クリーン作戦の参加者のみ駐車場(参加者50名程度の駐車スペース確保のため、当日は駐車枠が狭いので、参加者にお知らせいたします。)

持ち物 掃除道具(ほうき、ちり紙、手袋、靴等)と飲み水(持ち込み可)。持ち込み可でなくても構いません。

申込み 10月25日(金)までに、メール又はFAXにてお申し込みください。  
「FAX」下の参加申込書に必要事項を記入の上、「1宮市」下の参加申込書と同封封入の上、「1宮市」へ送付ください。

問合せ グラウンドワーク一宮実行委員会 事務局(一宮市市民活動支援センター内)  
当日11月9日(土) 一宮市公民館(本館) 0565-23-1111(受付時間:9時～17時)  
開催内容の詳細は下記のとおりです。

雨天中止の場合は、当日(11月9日)の午後5時にお知らせいたします。個別の連絡はしませんので、一宮市公民館ウェブサイト(https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/)にて確認ください。

## 【参考事例 6-5】

### 〔地域との管理協定の締結例〕

(国営総合農地防災事業 筑後川下流右岸地区 (用排兼用水路) (佐賀県佐賀市))

筑後川下流右岸地区は、有明海に面した佐賀平野のうち、筑後川の下流右岸地域で稲作を中心に水田の畑利用による麦、野菜作等を組み合わせた複合経営が行われる全国有数の農業地帯である。本地区にはクリーク<sup>注1)</sup>と呼ばれる用排兼用水路が広範囲に分布している。クリークは、低平地に降った雨を一時的に貯留して洪水を防止し、徐々に河川と海に排水する機能を有している。その一方で、クリークに貯留された水は農業用水、地域用水等に利用されており、クリークは用水を導水するとともにため池のような水源としての機能も併せ持つ水路である。本地区のクリークは、国営筑後川下流土地改良事業等により昭和40年代から整備されたものであり、クリーク法面の崩壊に伴う排水機能の低下による広域災害を防ぐために、国営総合農地防災事業により、平成24年度から令和9年度(予定)にかけてクリーク法面の保護整備が行われている。

法面保護に当たっては、維持管理及び景観への影響を考慮し、ブロックマット工法と法面緑化工(グラウンドカバープランツ)を組み合わせた工法を採用している。特に、法面緑化工については、施工後から植栽したグラウンドカバープランツが定着するまでの期間における除草等の管理が重要となる。そのため、施設管理者である土地改良区は地域と管理協定を締結し、土地改良区と地域住民等が連携した管理体制を構築し、管理作業に当たっている。

〔地域住民によるクリーク法面の管理(グラウンドカバープランツ植栽後の除草作業)〕



(写真提供：佐賀東部土地改良区)

注1) 「クリーク」

農業用かんがい、排水、貯水及び内陸水運を目的とした水路。筑後川下流部の広大な低平地では、大小無数のクリークが網の目のように発達し、独特の水利システムを持ち続けている。

クリーク地帯は水が乏しく、佐賀平野の嘉瀬川水系では河川水を、筑後川水系では感潮部で有明海の満潮時に堰き上げられる淡水(地元ではアオと呼ぶ)を、白石平野では地下水又は溜池の水を水源としている。こうした水源から得た水と雨水を、一時貯留して汲み上げては落水しまた汲み上げるといった循環的・反復的な水利用がされるのがクリークの特徴である。

(出典：「水土の礎」を基に作成)

## 農村景観の形成を契機とした地域づくりに関する参考資料

農村は、人間が生きるために必要な食料を生産し生活を営む空間であり、多様な生態系を育む二次的自然が形成されてきた空間でもある。農村地域の二次的自然は、水田等の農地のほか、二次林である雑木林、鎮守の森、屋敷林、生け垣、用水路、ため池、畦、土手・堤等といった、環境の要素が有機的に連携し、多くの生物を育み多様な生態系が形成されるとともに、歳月を経て適切な管理と周囲の環境と調和した農地・農業水利施設等が構成要因を含め良好な農村景観を形成してきた。

このような農村の環境は、農家による農業生産活動、多様な主体による農地・水路の維持管理活動等によって保全されている。

こうした農家を含む多様な主体による地域コミュニティの活動により、維持・形成されてきた農村環境を地域の資源として、都市農村交流、環境教育、地域資源をシンボルとした農作物のブランド化等、農村環境の保全とそれを生かした地域づくりの取組に活用される事例が増加していることから、地域づくりの進め方と合意形成手法について参考となる基本的な考え方、参考事例を取りまとめ、参考資料として掲載することとした。

なお、景観法第2条第4項においては、「良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることに鑑み、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。」とされており、その基本理念として地域活性化の取組が規定されている。

また、「新たな土地改良長期計画（令和3年3月23日閣議決定）」においても、「農村は、美しい農村景観、豊かな生態系等、都市と異なる多種多様な有形無形の地域資源を有しており、土地改良事業の実施に当たっては、農村の魅力が増大するよう、地域資源を適切に保全管理しながら持続可能な形で最大限活用することが重要である」と記載されている。

## 1. 農村景観と地域づくり

近年、農村景観の保全又は形成の取組を通じて、地域の活性化につながる活動が多く地域において展開されており、農業農村整備事業における景観配慮もこれらの取組を十分踏まえつつ、更なる地域づくりの活動となるよう取り組むことが望まれる。

### 【解説】

近年、魅力ある農村づくりに取り組む気運が高まり、都市部にはないゆとり、安らぎ、豊かな自然、美しい景観等、農村の魅力が農村の内外で再認識されるようになってきている。これらの動きとして、美しい景観を題材にした写真展、コンクール等が、各種団体、県、市町村、NPO等で行われており、地域の魅力など固有の価値への気付きと再認識等によって、様々な活動へと展開し個性的で魅力ある農村づくり、地域の活性化につながる活動となっている。

農業農村整備事業における景観との調和への配慮も、これらの取組と活動を十分踏まえ、更なる地域づくりの活動となるよう取り組むことが望まれる。

## 2. 農村景観形成を契機とした地域づくり

多様な主体の参加による地域の景観形成の取組は、地域の景観形成のみならず地域コミュニティの活性化等の地域づくりへの発展が期待でき、景観配慮対策の継続的な維持管理の面からも重要である。

### 【解説】

近年、国民が豊かな農村環境とのふれあいを求める一方、農村では過疎化、高齢化等に伴い、二次的自然と景観資源の質的低下が課題となっている。そのような中、農業農村整備事業、それを契機とした地域の景観形成の取組等を通じて、地域コミュニティの活性化、農村と都市の交流の活発化、地域の景観資源をシンボルとした農作物のブランド化等の地域づくりの取組が進められる事例が増加している。

このような取組は、地域の景観形成と、その活用を通じた地域資源としての意識の醸成につながり、景観配慮対策の継続的な維持管理も期待できる。

農業農村整備事業等を契機とした地域の景観形成の取組を魅力的で活力ある地域づくりにつなげていくためには、調査計画の段階から、地域住民のみならず、関係行政機関、土地改良区、環境団体等の多様な主体の参画を得て地域づくりの構想を作成し、地域全体で共通意識をもつことが重要である。

地域の景観形成の取組を契機とした地域づくりを進めるためには、活動のきっかけ、地域の景観及びそれに関わる課題を関係者間で共有することが重要である。

## 【参考事例①】

〔地域用水利用増進事業による、景観形成等による地域づくり〕

(立梅用水地区 (三重県多気町))

多気町勢和地域には祖先が残してくれた水や土(農業用水と農地)、それを育んだ歴史・文化といった大切なものが多く残されている。しかしながら、昭和60年頃、農業近代化の中で変容を遂げ、人々の関心も薄らいできた。

こうした状況を憂えた地域の人達は、「水や土」に再び目を向け守っていくことが自分達の責務だと気づき、丹生地区の住民を中心として「水や土」を再認識してもらうための活動を平成5年にスタートした。それは農地や農業用施設周辺にあじさいを植栽し、農村景観にマッチした「あじさいの里づくり」を進め、水や土にもう一度、関心を呼び戻そうと願うものである。これが地域ボランティア「あじさい倶楽部」と立梅用水土地改良区の協働による「あじさい1万本運動」の起りであり、この運動が育んだ「地域コミュニティ」の広がりが、現在の勢和地域全体による「あじさいいっぱい運動」となっている。

〔あじさい1万本運動による取組の一例〕

- (1) 地域ボランティアと土地改良区が協働し、用水施設周辺へあじさい植栽を行い、特色ある景観機能の増進
- (2) 施設と農地を多面的活用した「あぜ道とせせらぎ」づくり、あじさいまつり、里山ウォーキングの開催等、広く人々の安らぎ、健康、教育及び交流の場としての機能増進
- (3) 防火・環境用水機能の増進

〔あじさいの植栽〕



〔地域ボランティアと土地改良区との協議〕



〔立梅用水ボートくぐり〕





## 【参考事例②】

[調整池の造成・周辺整備による景観形成を契機とした地域づくり]

(芳賀台地地区 (栃木県市貝町))

芳賀台地地区は栃木県の東部に位置する農村地帯であり、芳賀台地を中心とする約2,700haの農地において、恒常的に不足する水田及び畑への安定的な用水供給のため、頭首工、調整池、用水路等の農業水利施設の整備を行う国営事業とほ場整備等の関連事業により、地区の農業経営の近代化と営農の合理化を図ることを目的とし、農業農村整備事業が行われてきている。

国営事業により造成された、塩田調整池は、八角形の独特の形状をなし、「芳那 (はな) の水晶湖」と名付けられ、その水面等は地域の新たな景観資源となっている。

塩田調整池造成を契機に、県では調整池建設に伴い発生した管理用地の円滑な維持管理と有効活用を図るため、周辺環境との調和を目指した水環境整備事業(せせらぎ水路など親水施設の整備)を展開するとともに、町では隣地に「芝ざくら公園」の造成整備がなされている。

公園の芝ざくら2.2haの植栽は地元協議会が主体となり延べ1,200人の地域住民ボランティアの参加を得て実施されるとともに、農村レストラン、交流センター、大型バスも収容できる駐車場等、約8haに及ぶ地域活性の場の拠点が整備されている。

毎年春の芝ざくら祭りが開催される時期には、町内外から20万人以上の来訪者が、一面じゅうたんを敷き詰めたような赤、ピンク、白及び紫の芝ざくらが咲く美しい景観を見に訪れ、同時に地元農産物、加工品などの直売も行われる等、農業農村整備事業を契機に地域づくりの取組につながっている。なお、このほか農作物の収穫体験などのイベントも展開されるとともに、観光協会、近隣市町村等との連携により更なる活性化の取組の拡大も期待されている。

[美しい八角形の形状をなす塩田調整池]



[公園内地図]



[地域住民による植栽]



[開花時の芝ざくら公園]



[芝ざくらまつりのチラシ]



【参考事例③】

【棚田の保全と地域づくり】

(城川町田穂地区 (愛媛県西予市))

城川町田穂(たお)地区は、愛媛県西南部、西予市城川町に位置する標高300~400mの山間地域で、かねてから城川町の「わがむらは美しく」をキャッチフレーズに景観保全活動による地域活性化に取り組んでいる。

地区内には、歴史的民俗遺産である茶堂(ちゃどう)と棚田百選に選ばれた「堂の坂(どうのさこ)の棚田」がある。また、伝統行事である虫送りの行事「実盛(さねもり)送り」などの行事も多く、農村景観と歴史文化が色濃く残る。

地区の棚田保全のため、里地棚田保全整備事業により、景観に配慮した土色のコンクリート畦畔、頭首工及び耕作道の保全整備を行うとともに、交流施設として、茶堂の改修と案内板の設置が行われている。

[里地棚田保全事業により整備した施設]

- 棚田保全整備 1.5ha (約100枚)
- 頭首工改修 1か所
- 管理用道舗装 238m
- 案内板 1基
- 茶堂改修 3棟

地域は、棚田の保全管理、茶堂などの文化遺産、実盛送りなどの伝統行事の保存・伝承に努めながら、花いっぱい運動、キャンドルイベント等、地域コミュニティ活動を推進している。

また、平成27年には地区単独の景観計画を定め、豊かな緑に囲まれた谷間の棚田と営農を継続する集落とを一体的に保全する景観づくりを進めることを目標とするなど、景観形成を地域づくりにつなげている。

加えて、中山間地域等直接支払、多面的機能支払交付金の活用等により、棚田を中心とする農村の資源向上に努めるとともに、更なる都市住民との交流と地域の活性化が期待される。

[田穂地区堂の坂(どうのさこ)の棚田]



[ほ場整備前]



[ほ場整備後]



[茶堂の整備]



[案内板の設置]



[300年続く伝統行事「実盛送り」]



[農業体験]



[花いっぱい運動]



[キャンドルイベント]



○茶堂(ちゃどう):かつて村の境又は峠に設置された小さなお堂で、建物の三面に壁がなく、誰でも、どこからでも上がれるのが特徴。世代を問わず村民たちの憩いの場として使われていたほか、通りがかる旅人・商人たちが村人からお茶・お菓子のおもてなしを受け、旅の疲れを癒したといわれている。  
 ○実盛(さねもり)送り:西日本で行われる虫送りの行事。イナゴがその化身だとされる斎藤実盛のわら人形を作り、かね・太鼓を鳴らしてあぜ道を練り歩き、川などに流して村外へ追いやるといふ行事。

## 農業農村整備事業における景観配慮技術指針 用語集

※本技術指針における用語の説明であり、一般的に使用される意味とは異なるものもある。

### S f M

**Structure from Motion** の略称。ある対象を撮影した複数枚の写真から対象の形状を復元する技術の総称を指す。S f Mソフトウェアを使えば、複数の写真を入力することで、三次元のモデルを容易に作ることができる。

### U A V

**Unmanned Aerial Vehicle**、無人航空機のこと、構造上、人が乗ることできない飛行機。回転翼航空機、滑空機、飛行船であって、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの。

(出典：「無人航空機（ドローン、ラジコン機等）の安全な飛行のためのガイドライン」  
(国土交通省 航空局))

### 遠景・中景・近景

ある施設を対象として見た場合の見え方の違いであり、視点の先には常に視対象がある。

遠景・中景・近景は、景観の見え方を表す考え方で、視点場と視対象との距離による見え方の違いを相対的に捉え、分割したものである。

(出典：「農業農村整備事業における景観配慮の手引き」を基に作成)

### エイジング

エイジング (aging) の一般的な使われ方は、「古くなる」「歳をとる」「熟成する」であるが、本技術指針では、時間の経過により「周辺になじむ」、「風格を発現する」という意味を含んだ用語として用いている。

(出典：「農業農村整備事業における景観配慮の手引き」)

### 概査

事業区域などを調査の範囲として、文献、聞き取り調査、地域景観に関する各種計画の収集等により、地域景観の概況、農家を含む地域住民の意向等を把握する調査。「景観配慮の手引き」の基礎調査に相当する。

### 可視領域、可視範囲

可視領域とは、ある視点からいちどきに見渡すことのできる領域。本技術指針では、整備対象施設を注視したときに的確に把握できる視野の範囲のことを指している。景観に配慮した整備を考えていく上で、様々な視点からどの部分が見え、どの部分が見えないかを明らかにすることは基本的な検討事項である。例えば、構造物を設計する際には、その構造物が重要な視点場から見える範囲に入っているか否かが問題となる。複数の重要な視点場からの可視領域の大きさ、重なり及び構造物の見え方が対象のデザイン上の条件となる。

これに対し、可視範囲とは、視点場設定の抽出範囲のことであり、地形上、地物上、移動可能範囲の3つの条件によって絞り込まれる。

(出典：「景観用語事典(増補改訂第二版)」,「景観の構造」(樋口忠彦)、  
「農村における景観配慮の技術マニュアル」を基に作成)

## 環境点検（集落点検）

住民参加により、地域の現状と課題を把握するとともに、地域にある資源の抽出を行うもの。地域住民自らが地域の環境と景観の状況を見直す機会となり、景観配慮対策等への住民の意識醸成のきっかけにもなる。点検した成果は、地図等に整理し、課題解決策、地域資源の活用方策、景観配慮対策等の検討資料として活用することができる。

（出典：「農村工学研究 別冊農村整備用語事典（改訂版）」を基に作成）

## 環境との調和への配慮に関する計画（環境配慮計画）

国営事業実施地区における環境との調和への配慮の基本方針及び配慮方策を取りまとめた計画。

（出典：農業農村整備事業における環境との調和への配慮の基本方針について（平成14年3月1日付け13農振第2784号農林水産省農村振興局長通知））

## （景観配慮の）基本原則

景観における配慮の基本原則として「除去・遮蔽」、「修景・美化」、「保全」、「創造」の4つがある。

（出典：「農業農村整備事業における景観配慮の手引き」）

## 基本構想

景観計画など既存計画との整合を図り、地域が目指す将来の地域景観の姿及び景観配慮の基本的な考え方である景観保全目標と景観配慮の方向性を示すもの。

（出典：「農業農村整備事業における景観配慮の手引き」）

## 肌理（きめ）

テクスチャともいい物体表面の手ざわり、肌あいなど、本来触覚を通じて感じられる対象表面の状況を表す言葉である。景観における肌理は、景観に表情を与え、対象に対する親しみや味わいを増す効果を有し、肌理そのものが景観のテーマとなることは少ないが、景観の基調を形作る要素としては重要であるとされている。

（出典：「新体系土木工学59 土木景観計画」（土木学会編））

## 景観（の）形成

「景観の手引き」では「景観の保全、形成」と「保全」及び「形成」分けて表現されていたが、本技術指針では「景観の形成」若しくは「景観形成」と統一整理している。これについては、平成16年施行の景観法等の法令等での表現と整合させたものであるとともに、その意味と解釈に変更はないものである。なお、景観法の第2条の5では「良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものである」と表現されている。

## 景観シミュレーション

色や形等の特定の要因を系統的に変化させた状態を視覚的媒体によって表現すること。例えば、街路景観における建物の高さを段階的に変化させたモニタージュ写真を用いて評価と建物高さの分析をする、あるいは構造物の色を変化させて適当なものを選ぶ場合等に用いる。

(出典：「景観用語事典(増補改訂第二版)」)

## 景観スケール

視対象としての景観を分析するための基本的な枠組で、「景観配慮の手引き」では視点と視対象の距離によって、視対象の近景は「小景観」、中景は「中景観」、遠景は「大景観」という景観スケールを創り出すとされている。

また、景観用語事典では、スケールを対象の大きさ(物若しくは空間の大きさ)をほかのそれとの関係によって論じる際、用いる概念とされている。スケールはそれが設置される場所の周囲に存在する物や空間との関係によって決まるもので、例え同一の大きさを持つ対象であっても、必ずしもスケールが同一になるとは限らないとされている。

(出典：「農業農村整備事業における景観配慮の手引き」、  
「景観用語事典(増補改訂第二版)」)

## 景観特性

景観の性質を表現するものである。3つの景観要素の構成状況や歴史的・文化的な背景、地域住民の意向、デザインコードの存在状況などが総合化されて、景観として表れているものを指している。なお、整備対象施設の周辺に限定された空間の場合は景観特性と呼び、市町村レベル等の地域的な広がりの中で把握される景観特性を地域景観特性と呼ぶ。

(出典：「農業農村整備事業における景観配慮の手引き」)

## 景観との調和に配慮した設計

景観配慮計画などを踏まえて、良好な農村景観の形成に果たすべき役割を明確にし、農業生産基盤としての基本的条件を満たした上で、景観配慮対策を講じるため必要な設計。「景観配慮の手引き」の景観設計に相当する。

## 景観配慮計画

農業生産性の向上等と地域における良好な景観の形成を両立させるため、景観配慮対策、維持管理計画等を取りまとめた、事業地区における景観との調和に配慮した計画であり、その内容については環境配慮計画と整合を図りつつ、環境配慮の実行計画とするもの。

## 景観配慮方針

景観配慮の基本原則などを踏まえ、景観配慮の基本的な方向性を示すものであり、景観との調和に配慮した設計を立案する上での前提となる。

(出典：「農業農村整備事業における景観配慮の手引き」)

## 景観要素 景観構成要素

景観を構成している諸要素の3分類（「自然・地形」、「土地利用」、「施設・植栽」）を指している。景観を検討するためには、この景観要素の3分類を念頭において、具体的に景観を成立させている個別の「景観構成要素」である河川、山、農地、宅地、住宅、公園などについて把握する必要がある。

（出典：「農業農村整備事業における景観配慮の手引き」）

## 原風景

意識に浮かぶ風景の中で、その人のものの考え方に大きな影響を及ぼした（幼少時の）体験を思い起こさせるイメージ。常に古い記憶として存在しており、現在の自分と過去の自分とを取り結ぶイメージであり、**施設整備等に当たっては、当該地域の人々の原風景を意識する必要がある。**

（出典：「広辞苑第7版」）

## コンピュータグラフィックス（CG）

現状の眺望景観と整備対象施設の完成予定図の両方を、コンピュータを用いて描画する方法。必要なデータさえ入力されていれば、予測は計算処理で済むことから、眺望点が多い場合、環境保全措置の複数案の比較検討を行う場合に有効である。必要とするデータが膨大になる場合がある。

（出典：「環境影響評価技術ガイド 景観」（平成20年3月、環境省））

## 散居集落

一戸又は少数戸ずつの住居が相当程度の距離を保ちながら分布し、全体としては集落を形成しているタイプの集落のこと。

（出典：「建築大辞典第2版」を基に作成）

## 色彩

色彩とは、色を感じさせる物体、光の特性、色を表現する表記法等の意味を有するが、一般には物又は光を見たときに感じられる視知覚特性のひとつである。色彩は、色味の相異としての「色相」、明るさの違いとしての「明度」、鮮やかかかすんでいるかの違いとしての「彩度」という3つの属性（「色の3属性」）により知覚され判別される。「色の3属性」を模式的に整理したものが表色体系と呼ばれている。その代表的なものが3属性をコード的に表現した「マンセル表色系（値）」であり、（財）日本規格協会から「JIS 準拠標準色票」として発行され、幅広く利用されている。

（出典：「景観用語事典（増補改訂第二版）」を基に作成）

## シーケンス景観

歩きながら、車を運転しながらなど、視点を移動させながら次々と移り変わっていくシーン（場面）を体験していく場合に見る景観をシーケンス景観という。道路等における景観配慮を検討する際の重要な考え方となる。

（出典：「景観用語事典（増補改訂第二版）」を基に作成）

## 視点・視対象・視点場

「視点」はある景観を眺めるときの人間の目の位置を代表するもので、景観配慮においては重要な視点の発見、抽出が主要な課題となる。「視対象」は眺める対象であり、木、森、地形、構造物等のあらゆるものがその対象となる。「視点場」は、視点の周囲を指し、ある視対象を見るときに、見る者が意識する空間である。

(出典：「景観用語事典(増補改訂第二版)」を基に作成)

## 住民参加型直営施工

農家・地域住民等の参加(参加型)で実施が可能と考えられる作業について、農家・地域住民などの参加要望に基づく、参加型で行う施工のこと。住民参加型直営施工の効果として、工事コストの縮減と農家負担の軽減が図られ、併せて造成した施設への愛着を育み、環境配慮と環境保全活動の質を高める効果が期待される。

(出典：「住民参加型直営施工による環境配慮施設の整備マニュアル」を基に作成)

## スカイライン

山並み、家並み等の輪郭線。山並みの場合は稜線ともいう。地形又は建築物と空との境界線。一般に遠景ないしはシルエットとして眺められる場合を指すことが多い。

(出典：「景観用語事典(増補改訂第二版)」、「建築大辞典第2版」を基に作成)

## スケッチパース

対象事業完成後の眺望景観を透視図法によって描く方法で、フォトモンタージュ法とは異なり、背景となる現状の眺望景観全体を描く必要がある。再現性はフォトモンタージュ法より劣るが、景観の状況、視野範囲を自由に設定できる。また、描く人間の描写能力により再現性が大きく左右される。

(出典：「環境影響評価技術ガイド 景観」(平成20年3月、環境省))

## 精査

概査結果を踏まえて、整備対象施設の周辺を調査の範囲として、現地踏査などの詳細な調査を行い、景観特性等の把握及び事業による景観への影響の把握を行う調査。「景観配慮の手引き」の詳細調査に相当する。

## ゾーニング

ある空間を機能、用途等に基づいて幾つかの小部分又は区域に分類し、配置する作業のことを指す。景観配慮を検討していく上でのゾーニングは、それ自身が計画のアウトプットである場合と、それ以降に続く計画作業のベースマップとなる場合がある。

(出典：「新体系土木工学59土木景観計画」を基に作成)

## 多面的機能支払交付金

国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能を「農業の有する多面的機能」といい、その発揮の促進を図るため、農業者の組織する団体その他の農林水産省令で定める者が実施する事業を支援する制度。

(出典：農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律)

## 地域計画

地域計画は、地域の話合いにより農業の将来の在り方を考えそれぞれの地域の農業の発展に向けたマスタープランとなるもの。策定に当たっては土地利用の検討を行うため、地域の水田景観又は畑地景観といった面的な景観構成要素に影響を及ぼすことが考えられる。

(出典：地域計画策定マニュアル(農林水産省)を基に作成)

## 地物上の可視範囲

地物とは、天然と人工に関わらず、地上にある全ての物の概念のことで、河・山・植物・橋・鉄道・建築物・行政界・地名など、実世界に存在するものに与えられる名前のことをいう。地物は性質、継承関係、制約、関連によって記述する。

地物上の可視範囲とは、「景観配慮の技術マニュアル」によって示された、視点場の抽出における抽出3条件の**ひとつ**である。集落内の家屋群、建物群等の人工物を地物と表現し、これら地物による視対象方向の遮蔽がない、可視可能な範囲のこと。このほか、地形上の可視範囲、移動可能範囲の条件がある。

(出典：「地理情報標準第2版」(地理情報標準推進委員会・国土交通省国土地理院)を基に作成)

## 地理情報システム(GIS)

地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ(空間データ)を総合的に管理・加工し、視覚的に表現し、高度な分析と迅速な判断を可能にする技術である。

## デザイン

デザイン(design)の一般的な翻訳は、「図案」又は「意匠」とされ、ものをつくるときの形状、表面の模様、装飾、色彩等の個々の計画及び立案を意味する。また、物と空間を「一つの統一したよい形」にまとめ上げる行為のことを指すこともある。

(出典：「景観用語事典(増補改訂第二版)」を基に作成)

## デザインコード

地域の景観を形成している景観構成要素の「あり方」及びその「組合せ」についての視覚的な約束事であり、この約束事は、景観構成要素の「配置」、「色」、「形」、「素材」、「生物種」の共通性として示され、景観との調和を検討する上での重要な手掛かりとなる。

(出典：「農業農村整備事業における景観配慮の手引き」、「農村における景観配慮の技術マニュアル」)

## 田園環境整備マスタープラン

地域の合意の下、市町村が作成する農村地域の環境保全に関する基本計画で、環境保全の基本方針、地域の整備計画等を定めるとともに、対象地域を「環境創造区域」（自然と共生する環境を創造する区域）又は「環境配慮区域」（工事の実施に当たり、環境に与える影響の緩和を図るなど環境に配慮する区域）に区分することとしている。

（出典：田園環境整備マスタープランの作成等に関する要領の制定について（平成14年2月14日付け13農振2513号農林水産省農村振興局長・生産局長通知）を基に作成）

## 二次的自然

二次林、二次草原、農耕地など、人と自然の長期にわたるかかわりの中で形成されてきた自然。原生自然に人為等が加わって生じた二次的な自然。

出典：「環境基本計画用語解説」（環境省）

## 二次林

伐採後再生した森林など過去に伐採等の人為が加えられ、その影響を受けている森林又は、現在も下草刈りなど継続的に人為が加えられていることにより成立している森林をいう。

（出典：「環境基本計画用語解説」（環境省）

## 農村環境計画

都道府県知事が策定する農業農村整備環境対策指針に基づき、市町村等が策定する環境に配慮した農業農村整備事業実施の基本構想。

（出典：農村環境計画策定要綱（平成13年5月8日付け13農振第321号農林水産事務次官依命通達）

## 微高地

自然の力では水が供給出来ない高地。微高地は、田の眺望に優れ多くの場合、小祠（しょうし）、神社等、神をまつる場として使われる。

（出典：「景観用語事典（増補改訂第二版）」を基に作成）

## ヒューマンスケール

人間的な尺度のことで、建築、外部空間等で人間が活動するのにふさわしい空間のスケール。

（出典：「建築用語辞典（第2版）」を基に作成）

## フォトモンタージュ

撮影した現状の写真上に、対象事業の完成予想図を合成して、眺望景観の変化を予測する方法。最も一般的に用いられている方法であり、再現性に優れ、適用範囲も広い。通常、対象事業の完成予定図は三次元CGで線画したものを写真上に合成し、着色する方法がとられる。

（出典：「環境影響評価技術ガイド 景観」（平成20年3月、環境省）

## まなざし量

ある場所から視対象を眺める頻度(人数)、時間のことをいい、多くの人が通行若しくは立ち寄る場所の中から適切に決定する。なお、まなざし量の検討に当たっては、単にその場所から見える頻度(被視頻度)のみではなく、その場所に対する地域住民や来訪者の「思い入れ」や「関わり」など総合的に評価検討することが望ましい。

(出典：「農業農村整備事業における景観配慮の手引き」、「農村における景観配慮の技術マニュアル」)

## マンセル表色系(マンセル値)

マンセル表色系又はマンセル値は、色を「色相 明度/彩度」で表記したもので、色を表現する値として一般に使われている。(例えば、マンセル表色系「5YR8.0/5.0」とは色相が5YR、明度が8.0、彩度が5.0であることを示している。)

(出典：「景観用語事典(増補改訂第二版)」を基に作成)

## ワークショップ

住民参加手法の**ひとつ**。立場や専門性の異なる住民が、農村環境整備等を目的に交流の場での自由な討議や集団的な体験を通して創造性を拡大し、計画に参加していく方法。共同作業を介し作業過程や作業目標への改善指向が芽生えることも多い。計画作成への参加は、主体的な達成感も高いため、住民による計画の担保性も高まる。ワークショップの運営に関わり、助言等を行う者をファシリテーター(進行役)という。

(出典：「改訂6版農業土木標準用語事典」)

## 引用文献・参考文献

### 【技術指針】

- 一関市（2006.3、2022.3改訂）：『一関本寺の農村景観保存計画（令和4年3月改訂）』
- ウイトルーウィウス（1979.9）：『ウイトルーウィウス建築書』（森田慶一訳），東海大学出版会．
- J.J.ギブソン（1985）：『生態学的視覚論—ヒトの知覚世界を探る』（古崎敬・古柵愛子・辻敬一郎・村瀬旻共訳），サイエンス社．
- 環境省（2008.3）：『環境影響評価技術ガイド 景観』
- 関東農政局：『拾ヶ堰排水路の整備状況—環境モニタリング調査「安曇野」地区』
- 関東農政局神流川沿岸農業水利事業所（2008.3）：『平成19年度景観配慮等基準化検討調査委託事業報告書』
- 関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所（2015.2）：『国営土地改良事業 栃木南部地区 環境配慮計画（案）』
- 関東農政局両総農業水利事業所（2005.3）：『平成16年度両総農業水利事業両総地区環境配慮対策調査検討業務』
- 九州農政局筑後川下流白石平野農業水利事業所（2009.2）：『白石平野揚水機場景観配慮等検討業務委託事業報告書』
- 九州農政局筑後川下流右岸農地防災事業所（2016.3）：『平成27年度筑後川下流農地防災事業筑後川下流右岸地区地域環境保全活動検討業務』
- 近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所・亀岡農地整備事業建設所：『明日へのステップ国営亀岡農地再編整備事業』
- 景観法制研究会編（2004.10）：『逐条解説景観法』国土交通省都市・地域整備局都市計画課監修，ぎょうせい．
- 国土技術政策総合研究所（2013.2）：『歴史まちづくりの手引き（案）』
- 国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所（2013.3）：『道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）』
- 国土交通省地域整備局都市計画課（2005.9）：『景観法の概要』
- 国土交通省・農林水産省・環境省（2024.7）：『景観法運用指針』
- 社団法人農村環境整備センター編（2010.3）：『農村における景観配慮の技術マニュアル—デザインコード活用手法—視点場設定手法—』農林水産省農村振興局整備部農地資源課監修．
- 社団法人地域環境資源センター（2013.3）：『農業農村整備事業における総合的な環境配慮ガイドライン』ランドスケープアドバイザー会議中央委員会監修．
- 社団法人農業土木学会編（2010.8）：『農業土木ハンドブック（改訂七版）』
- 佐久間節雄・中森次雄（2007.8）：『拾ヶ堰の施設整備に係る住民参加事例』農業農村工学会誌，第75巻8号，p.721-724．
- 篠原修編（2021.2）：『景観用語事典（増補改訂第二版）』，彰国社．
- 篠原修著・社団法人土木学会編（1982.6）：『新体系土木工学59 土木景観計画』，技報堂出版．
- 高橋誠一著（1981.7）：『草津市史』草津市役所．
- 中国四国農政局：『農業農村整備事業と多面的機能（愛媛県 田穂地域）』

- **道路のデザインに関する検討委員会（2017.10）：『景観に配慮した道路附属物ガイドライン』**
- 農業農村整備事業計画研究会（2017.3）：『国営土地改良事業調査計画マニュアル（案）』
- 農林水産省（2021.3）：『土地改良長期計画』
- **農林水産省（2020.2、2023.3改定）：『自動走行農機等に対応した農地整備の手引き』**
- 農林水産省農村振興局（2003.9）：『水とみどりの「美の里」プラン21』
- 農林水産省農村振興局（2004.8）：『美の里づくりガイドライン』
- 農林水産省農村振興局（2013.4）：『土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画「ほ場整備（水田）」』公益社団法人農業農村工学会。
- 農林水産省農村振興局企画部事業計画課（2007.6）：『農業農村整備事業における景観配慮の手引き』社団法人農業土木学会。
- 農林水産省農村振興局整備部（2015.5）：『環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針』公益社団法人農業農村工学会。
- 農林水産省農村振興局計画部事業計画課（2004.12）：『環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き2－ため池整備－』社団法人農業土木学会。
- 農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室（2006.8）：『農家・地域住民等参加型の直営施工推進マニュアル』
- 北陸農政局佐渡農業水利事業所（2012.3）：『平成23年度佐渡農業水利事業佐渡地区環境保全検討業務』
- 三井住友建設：『PC設計NEWS No.79 左岸連絡水路橋（豊水橋）』  
〈<http://www.smcon.co.jp/service/pc-sekei/>〉（参照日2024年2月28日）。
- 水土里ネット立梅用水：『あじさいいっぱい運動』  
〈<http://www.tachibai.jp/ajisai/>〉（参照日2024年2月28日）。
- 宮田用土地改良区：『大江川クリーン作戦』 〈<http://www.miyatayousui.or.jp/>〉  
（参照日2024年2月28日）。
- 文部科学省・農林水産省・国土交通省（2011.8）：『地域における歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針』
- 山形県遊佐町：『八ツ面川地区水環境整備事業』
- 山本徳司・福与徳文（2012）：『平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震による地域復興計画支援における景観シミュレーションの活用と役割』農村工学研究所技報，第213号，p.29-38。
- 淀川水系土地改良調査管理事務所（2011）：『亀岡農地再編整備事業環境配慮総集編』

## 【用語集】

- 環境省（2018.4）：『第五次環境基本計画』
- 環境省・農林水産省・国土交通省（2015.3）：『外来種被害防止行動計画－生物多様性条約・愛知目標の達成に向けて－』
- 公益社団法人農業農村工学会編（2019.8）：『農業土木標準用語事典（改訂六版）』
- **国土交通省航空局（2023.1）：『無人航空機（ドローン、ラジコン機等）の安全な飛行のためのガイドライン（令和5年1月26日付）』**

- 建築デザイン研究会著（2009.12）：『建築デザイン用語事典』土肥博至監修，井上書院．
- 財団法人農村開発企画委員会・独立行政法人農業工学研究所集落整備計画研究室編（2001.4）：『農村工学研究 別冊 農村整備用語事典（改訂版）』
- 篠原修著・社団法人土木学会編（1982.6）：『新体系土木工学59 土木景観計画』，技報堂出版．
- 社団法人地域環境資源センター（2013.3）：『住民参加型直営施工による環境配慮施設の整備マニュアルー住民が自ら考え、造り、利用・管理する環境配慮の取組に向けて』
- 彰国社編（1993.6）：『建築大辞典（第二版）』
- 地理情報標準推進委員会・国土交通省国土地理院（2002.3）：『地理情報標準第2版（JSGI 2.0）』
- 新村出編（2018.1）：『広辞苑（第七版）』岩波書店．
- 農林水産省（2023.5）：『荒廃農地の現状と対策について（令和5年4月）』  
 〈 <https://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/attach/pdf/index-11.pdf> 〉  
 （参照日2024年2月28日）．
- 農林水産省（2025.1）：『地域計画策定マニュアル（Ver.5.2 1月28日時点）』  
 （[https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/manual\\_ver5\\_1.pdf](https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/manual_ver5_1.pdf)）（参照日2025年2月12日）．
- 農林水産省（2007.5）：『平成18年度食料・農業・農村白書』
- 樋口忠彦（1975.10）：『景観の構造ーランドスケープとしての日本の空間ー』技報堂出版．